



こうつうあんぜん
交通安全テスト
ねんせいよう
(5・6年生用)

こた あ
答え合わせ



- ① 車が曲がる時、前のタイヤと後ろのタイヤが通るところに線を引いています。(前～ ——、後ろ～ ----)
写真の線を見ながら、事故にあわないために、気を付けなければならないことを考えてみましょう。

★解説★

後ろのタイヤが前のタイヤより内側を通ることを「内輪差」といいます。
内輪差は、車が大きくなるほどその差が大きくなります。



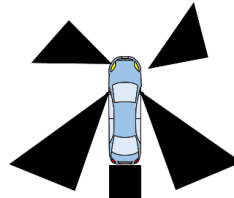
こた
答え

交差点では、歩道のはしに立たず、少し下がって安全なところで待つ。など。

- ② 下の黒色のはん囲は、車の運転席から見えないはん囲を表しているが、このはん囲のことを何というのでしょうか？
わくの中に答えを書きましょう。

★解説★

車の運転席から見えない黒色のはん囲のことを「死角」といいます。
死角に入ると、自分から見えていても、運転手からあなたのすがたは見えなくなるので大変危険です。
絶対に入らないようにしましょう。



こた
答え

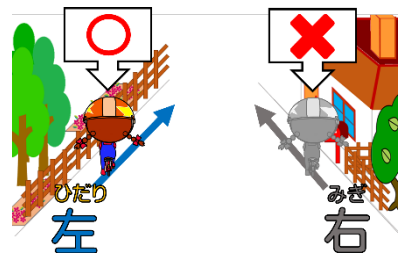
し か く
死角



- ③ 自転車は、車道の右、どちらを走ってもよい。
正しければ ○ を、間ちがっていれば × を書きましょう。

★解説★

自転車で車道を通るときは、道路の左はしを通行しなければなりません。
道路の右側を走行すると逆走になり、正しく走行している他の自転車等とぶつかる危険があるのでやめましょう。



＜交通安全テスト＞
解答・解説（5・6年生用）

- ① 車が曲がる時、前のタイヤと後ろのタイヤが通るところに線を引いています。（前～ ——、後ろ～ ---）
写真の線を見ながら事故に遭わないために、気を付けなければならないことを書いてみましょう。

【問題のポイント】

- ★ 車両が右（左）折するとき後輪が前輪より内側を通過することを「内輪差」といいます。
内輪差は、車両が大きくなるほどその差は大きくなります。

＜指導のポイント＞

内輪差は、車両が大きくなるほどその差は大きくなります。
つまり、交差点で信号待ちをしている時、歩道のギリギリ前のところで待つと、トラックなどの大きな車の前のタイヤが通過した後、後ろのタイヤが近づいてきて、車に巻き込まれてしまい交通事故になってしまうかもしれません。
交差点で信号待ち等をする場合は、道路から離れた場所で待つようにしましょう。

- ② 下の黒色の範囲は、車の運転席から見えない範囲を表しているが、この範囲のことを何というでしょうか？
枠の中に答えを書きましょう。

【問題のポイント】

- ★ 車の運転席から見えない範囲のことを死角といいます。
車には多くの死角があります。

＜指導のポイント＞

車には多くの死角があります。
車の近くで遊んだりしていると、車の運転者からは姿が見えず、車が後ろに下がったとき等にひかれて大怪我を負う可能性があります。
また、車のミラーを使っても見えないところがあるので、相手があなたに気付いていなければ、そのまま曲がって来たりして大変危険です。
死角には入らないようにしましょう。

- ③ 自転車は、車道の右、左どちらを走ってもよい。
正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。【×】

【問題のポイント】

- ★ 自転車で歩道を通るときは、右、左どちら側の歩道を走行してもよいですが、歩道等がない道路では、道路の左端を走行しなければなりません。

【関係法令等】

- 道路交通法 第17条（通行区分（抜粋））
第1項

車両は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場

合において歩道等を横断するとき、又は第47条第3項若しくは第48条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

第4項

車両は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては、車道。）の中央（軌道が道路の側端に寄って設けられている場合においては当該道路の軌道敷を除いた部分の中央とし、道路標識等による中央線が設けられているときはその中央線の設けられた道路の部分を中心とする。）から左の部分を通行しなければならない。

● 道路交通法 第18条（左側寄り通行等（抜粋））

第1項

車両（トロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあっては道路の左側に寄って、軽車両にあっては道路の左側端に寄って、それぞれ当該道路を通行しなければならない。

● 道路交通法 第63条の4（普通自転車の歩道通行）

第1項

普通自転車は、次に掲げるときは、第17条第1項の規定にかかわらず、歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

- 1 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき。
- 2 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。
- 3 前2号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

第2項

前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（以下この項において「普通自転車通行指定部分」という。）があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならない、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

● 道路交通法施行令 第26条（普通自転車により歩道を通行することができる者）

法（道路交通法）第63条の4第1項第2号の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

- 1 児童及び幼児 — 13歳未満
- 2 70歳以上の者
- 3 普通自転車により安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の障害として内閣府令で定めるものを有する者

● 交通の方法に関する教則 第三章第二節1（自転車の通るところ（抜粋））

- (1) 自転車は、歩道と車道の区別のある道路では、車道を通るのが原則です。また、普通自転車は、自転車道のあるところでは、道路工事などの場合を除き、自転車道を通らなければなりません。

- (2) 自転車は、車道や自転車道を通るときは、その中央（中央線があるときは、その中央線）から左の部分を、その左端に沿って通行しなければなりません。ただし、標識や標示によって通行区分が示されているときは、それに従わなければなりません。しかし、道路工事などでやむを得ない場合は別です。
- (4) 普通自転車は、次の場合に限り、歩道の車道寄りの部分（歩道に白線と自転車の標示がある場合は、それによって指定された部分）を通ることができます。ただし、警察官や交通巡視員が歩行者の安全を確保するため歩道を通ってはならない旨を指示したときは、その指示に従わなければなりません。
- ア 歩道に普通自転車歩道通行可の標識や標示があるとき。
- イ 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき。
- ウ 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場所を通行する場合や、著しく自動車などの交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき。
- 交通の方法に関する教則 第三章第二節 2（走行上の注意（抜粋））
- (8) 歩道を通るときは、普通自転車は、歩行者優先で通行しなければなりません。
この場合、次の方法により通行しなければなりません。
- ア すぐ停止できるような速度で徐行すること。ただし、白線と自転車の標示によって指定された部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいないうきは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法でその部分を通行することができます。
- イ 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止すること。

<指導のポイント>

自転車は車の仲間であり、原則車道を走行しなければならず、車道の左側端を走行しなければなりません。

例外として、歩道を走行できる場合が法律で定められており、歩道を走れる場合でも歩行者がいるときは、歩行者の通行を妨げてはいけません。

自転車で歩道を走行する場合は、周囲に注意し、車道寄りを徐行しましょう。